

標 題：

シンガポール籍船の火災制御図の
写しに関する取扱い

NK テクニカル インフォメーション

No. 31

昭和60年3月1日

関係船主，造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて，74/78 SOLAS 81改正第Ⅱ－2章第20規則2項において要求される
“火災制御図の写し”について，シンガポール政府の指示に従い，下記のとおり
同国籍船に対する取扱いを定めましたのでお知らせ申し上げます。

敬 具

記

1. 火災制御図の写しは，プラスチックの袋に封入し，さらに赤地に“Fire Control Plan”と標示した金属製の容器に格納して両舷の gangway の位置に恒久的に備える。
2. 船舶が前1.の要件に適合しているか否かの確認は，今後最初の実施される貨物船安全設備の検査の際に行う。

注) 上記の要件は，新船及び現存船に適用される。

以 上